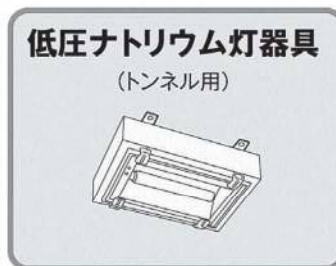


PCB使用安定器は、期限内での処分が法律で義務付けられています。

昭和52年3月以前に建築された事業用建物の照明器具にはPCBが使用されている可能性があります。照明器具のPCB使用安定器の処分は、2021年3月31日が期限として定められています。PCB使用安定器の見分け方や処分方法の詳細については、「京都府 PCB使用安定器」で検索処分期限までの適正な処分には、補助制度もありますので、御活用ください。



PCBは、
人の健康や環境への
有害性が確認されている
物質です。

お問い合わせ先

京都市域外の事業者様

京都府循環型社会推進課: **075-414-4718**

京都市内の事業者様

京都市廃棄物指導課: **075-366-1394**



昭和53年以前の建物をお持ちの事業者の皆様へ 京都市からの重要なお知らせ

事務所、工場、店舗、倉庫、マンション共用部等にPCB含有安定器(コンデンサー)を使用した照明器具(蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯)があるかもしれません。下記の判別方法による対象事業者様は安定器の調査後、PCBの使用が確認された場合には、自治体への届け出と適正な処分が必要です。なお、確認の際には、感電のおそれがありますので、照明設備を管理している電気工事業者にご相談ください。

※ PCBは、人の健康や環境への有害性が確認されている物質です。

(注1) 一般のご家庭は対象外です

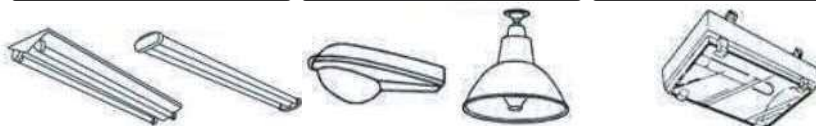
PCB安定器を処分できる期限 2021年3月31日まで **あと2年**

改善命令違反者は3年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)

水銀灯器具
(高天井用・道路用)

低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



PCBについて詳しくは下記環境省HPでご確認ください。

【環境省】ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>



判別方法

昭和53年以前の
事業所等の建物をお持ちですか？

はい

蛍光灯や水銀灯等の
照明器具はありますか？

はい

照明器具は昭和32年から
昭和47年までの期間に
国内で製造されたものですか？

はい

安定器のPCB使用
の確認が必要です。

お問合せ

京都市内の建物について ▶ 京都市環境政策局廃棄物指導課

TEL. 075-366-1394

京都府内の建物について ▶ 京都府環境部循環型社会推進課

TEL. 075-414-4718

(京都市域除く)